

(平成30年12月25日)

西宮市条例第27号

西宮市まちなみまちづくり基本条例

本市は、阪神間の中央に位置し、六甲山系の緑の山並み、武庫川、夙川等の美しい河川、甲子園浜、御前浜（香櫨園浜）を有する海岸線をはじめとする自然豊かな恵まれた環境を有している。この環境のもと、鉄道網が整った大正時代から昭和初期にかけて、多くの人々がここに、平穏で快適かつ健康的な生活の場を求めて移り住み、多くの大学等が良好な教育環境を求めて立地してきたこと等により現在のまちの礎が築かれ、さらに戦後の復興期には、郊外住宅地としての基盤整備が進められた。

その後、高度経済成長期の急激な工業化の波が本市にも押し寄せる中、市民はそれまでの住環境を守り続けることを選択し、昭和38年に、良好な住宅地と恵まれた教育環境をいかしたまちづくりを進めるため、文教住宅都市宣言を行った。

この宣言をきっかけに、本市は風光豊かで交通至便な環境のもと住宅都市として発展し、昭和50年には人口が40万人を超えるに至り、阪神・淡路大震災の未曾有の被害からも復興を遂げ、今なお阪神間の魅力ある都市としての地位を維持し続けている。

今ここに、本市がこれからも住み続けたい、住んでみたい都市であり続けるためのまちなみや住環境のあり方を明らかにするとともに、市、市民及び事業者が相互に協力して、まちなみや住環境の保全と形成に取り組み、魅力的で快適なまちづくりを推進するためにこの条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 本市におけるまちづくりは、文教住宅都市宣言に基づき、人々に憩いと安住の地を提供する上質な住宅都市であり続けるために、恵まれた自然、歴史、文化、教育環境等をいかし、周辺のまちなみや環境と調和した美しいまち

の実現を目指すことを基本とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり まちなみ及び土地利用の規制及び誘導、都市施設の整備、市街地開発等により、都市の整備、開発及び保全を行うことをいう。

(2) 事業者 まちづくりに関する事業を行う国、地方公共団体その他公共団体及び公共的団体、民間事業者並びに個人をいう。

(3) 地区住民等 まちづくりの取組を行う一定の区域(以下「地区」という。)内に住所を有する者、地区内で事業を営む者並びに地区内の土地又は建物の所有者及び占有者をいう。

(4) 地区計画 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5に規定する地区計画をいう。

(5) 景観重点地区 西宮市都市景観条例(平成21年西宮市条例第8号)第7条第1項に規定する景観重点地区をいう。

(6) 開発事業等 開発事業等におけるまちづくりに関する条例(平成11年西宮市条例第74号)第2条第5号に規定する開発事業及び同条第6号に規定する小規模開発事業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、まちづくりが適正に行われるよう第1条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)の普及及び啓発に努めなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、まちづくりに関する施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施するものとする。

3 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の理解と協力が得られるよう、必要な情報の提供に努める等適切な措置を講ずるとともに、市民等の意見を十分に反映するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしい住環境を保全し、及び育成するため、まちづくりに積極的に参画するよう努めるものとする。

2 市民は、市の実施する基本理念に基づく施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、文教住宅都市にふさわしいまちづくりの実現に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、市民及び市との連携に努め、市の実施する基本理念に基づく施策に協力するものとする。

(関係条例の整備)

第6条 市は、基本理念に基づくまちづくりを適切かつ効率的に進めるために、まちづくりに関する条例を整備するものとする。

第2章 地域におけるまちづくりの推進

(地区計画及び景観重点地区制度の活用等)

第7条 市、地区住民等及び事業者は、相互の理解と協力のもと、地区の将来像を構想し、地区の特性をいかした住みよいまちを実現するため、地区計画及び景観重点地区制度の活用を努めなければならない。

2 地区計画が定められ、若しくは定められようとしている地区又は景観重点地区として指定され、若しくは指定されようとしている地区（以下「対象地区」という。）において、これらの制度を補完する必要があるときは、地区住民等は、次条に規定するまちづくり協定を活用することができる。

3 前2項の取組は、基本理念に即して行わなければならない。

4 市は、第1項及び第2項の取組を地区住民等が行う場合は、これを支援するものとする。

第3章 まちづくり協定

(まちづくり協定の策定等)

第8条 地区住民等は、対象地区においてまちなみ及び住環境の保全及び向上のために守るべき事項を定めた協定（以下「まちづくり協定」という。）を策定し、市長の認定（次条、第10条第1項及び第13条第1項において「認定」という。）を受けようとするときは、規則で定めるところにより、まちづくり団体を組織しなければならない。

（まちづくり協定の認定等）

第9条 まちづくり団体は、策定したまちづくり協定について、認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 認定を受けようとするまちづくり協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。

（1） まちづくり協定の名称

（2） 対象地区の区域及び面積

（3） 対象地区の目標及び方針

（4） 建築物の建築その他対象地区におけるまちづくりに影響を及ぼす行為のうち、当該行為を行う前に次条第1項のまちづくり協定運営団体と協議すべき行為（以下「協議対象行為」という。）の内容

（5） 対象地区のまちなみと住環境の保全及び向上に資する事項として規則で定めるもの（以下「まちなみガイドライン」という。）

3 まちづくり協定には、前項各号に掲げる事項のほか、対象地区の生活環境の保全及び向上のために特に必要な事項を定めることができる。

4 市長は、第1項の規定による申請がなされたまちづくり協定の内容が規則で定める要件に適合しているときは、申請があった旨を告示し、当該まちづくり協定を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による申請がなされたまちづくり協定の内容が規則で定める要件に適合しないときは、認定をしない旨を決定し、当該まちづくり団体に通知するものとする。

6 第4項の規定による告示があったときは、地区住民等は、同項の縦覧期間満了

の日までに、市長に対し、まちづくり協定に関する意見書を提出することができる。

7 市長は、前項の意見書が提出されたときは、速やかにその写しをまちづくり団体に送付しなければならない。

8 まちづくり団体は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、速やかに当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。

9 市長は、前項の見解書が提出されたときは、当該見解書を公表するとともに、認定をするかどうかを決定するものとする。

10 市長は、第6項の期間内に意見書が提出されないときは、次条第4項の規定に該当する場合を除き、認定をしなければならない。

11 市長は、申請されたまちづくり協定について、認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(まちづくり協定運営団体の認定等)

第10条 まちづくり団体は、策定したまちづくり協定について、認定を受けようとするときは、まちづくり協定を運営し、及び管理する団体（以下「まちづくり協定運営団体」という。）を組織しなければならない。

2 まちづくり団体は、まちづくり協定運営団体を組織したときは、規則で定めるところにより市長に申請し、その認定（以下この条及び次条において「認定」という。）を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請がなされたまちづくり協定運営団体が規則で定める要件に適合するときは、認定をし、その旨を告示するものとする。

4 市長は、第2項の規定による申請がなされたまちづくり協定運営団体が規則で定める要件に適合しないときは、認定をしない旨を決定し、当該まちづくり団体に通知するものとする。

5 まちづくり協定運営団体は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(まちづくり協定運営団体の認定の取消し)

第11条 市長は、認定を受けたまちづくり協定運営団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項の規則で定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) まちづくり協定運営団体から申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(報告の徴収)

第12条 市長は、まちづくり協定運営団体に対し、まちづくり協定の運営及び管理に関する事項、まちづくり協定の内容に係る協議に関する事項その他市長が必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(まちづくり協定の変更及び廃止)

第13条 まちづくり協定運営団体は、認定を受けたまちづくり協定の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 第9条第4項から第11項までの規定は、まちづくり協定の変更について準用する。この場合において、同条第5項、第7項及び第8項中「まちづくり団体」とあるのは、「まちづくり協定運営団体」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による廃止の申請があったとき及び第11条第1項の規定によりまちづくり協定運営団体の認定が取り消されたときは、市長は、当該まちづくり協定の認定を取り消すことができる。

4 第9条第11項の規定は、まちづくり協定の認定の取消しについて準用する。

(まちづくり協定に係る協議等)

第14条 対象地区内において協議対象行為を行おうとする者(以下「協議対象者」という。)は、まちづくり協定において協議を要すると定められた事項について、まちづくり協定運営団体と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議を行った協議対象者(開発事業等を行おうとする者に限

る。以下「報告対象者」という。)は、規則で定めるところにより、当該協議の内容(まちなみガイドラインに係るものに限る。)を市長に報告しなければならない。

3 市長は、報告対象者が前項の規定による報告をしないときは、当該報告対象者に対し、同項の規定による報告をするよう指導し、及び勧告することができる。

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた報告対象者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(適用除外)

第15条 前条の規定は、次に掲げる行為には適用しない。

(1) まちづくり協定の認定前に対象地区において着手した協議対象行為(次に該当するものを除く。)

(2) 協議対象行為に該当する開発事業等であつて、まちづくり協定の認定前に開発事業等におけるまちづくりに関する条例第14条第1項又は第2項本文(同条例第18条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしたものの

(まちづくり協定の遵守)

第16条 地区住民等及び事業者は、まちづくり協定を遵守するよう努めなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。